



菅像辨

73  
3677



73  
3677

9

73  
3677

177/8

志立ヲ可心得然トモ必機ヲ張其志之怒カス  
ク勝負ノ根源ヲ不死則ハ終ユタヌル也  
戰場速ニ其期ヲ見及發心術後決勝負ト  
場ニ至テハ速ニ其期ヲ見ル也故ニ速ト云フ  
知其期ヲ見ル處ニ勝負有ぬ其期ヲ速ニ見ル  
一心ノ才所ナリ發心術トハ機ヲ見テ發動ス  
番鑓ニ番鑓場中ノ働等種々有之也又ニ作  
術ト云フ己ノ心ヲ發戰ノ期既ニ彼亦一息モツキ  
ニテコソ活然ノ一氣業ヲナス己ノ働勝負ノ  
所ニ友ニ有リ。後決勝負ハ後ノ字ハ後ニ

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*















一、位深紫三位以上淺紫也然也とも後又改  
 一、りれり日本記略曰嵯峨天皇弘仁元年九月戊  
 戌朔壬戌是日制大臣身帶二位者聽著中紫今宜  
 改著深紫又諸王二位已下五位已上及諸臣二位  
 三位者依令條淺紫今改著中紫又去大同二年制  
 四位已上不得服用者今聽五位以上服用○延喜  
 彈正式曰九大臣帶二位者朝服著深紫諸王二位  
 已下五位已上諸臣二位三位並著中紫云云これ  
 ら乃父を以て考りて安公正三位右大臣此時の  
 像あり袍のた中紫といはるる下  
 十一年五夫深

紫と云ハハ紫色之極深濃く思ふあり  
 之を譬ハハ紫乃紫色深く思ふあり後  
 紫の帯は紫と云色あり深紫と對して淺紫と云  
 也薄紫と云ハハのす中紫と云ハハ深紫と淺紫  
 と此中圓の色より深き帯より淺く又淺紫より  
 ハ深きと云あり

同記曰延喜元年正月七日授從二位  
 此時從二位右大臣也上ノ記せる弘仁延喜の制大臣  
 帶二位者著深紫といはるるを以て考るる安公從二位  
 右大臣此時の像あり袍の色深紫と云ハハ

年五十七 深紫の色と記する如く紫深く思成る也

南記曰 同月十五日任太宰権帥右大臣右近衛大将

此時從二位を以罷りてさつりハ從一位太宰権

帥也 上よ記せる弘仁延喜の制を以て考りて安公

從二位ふととも大臣といやのハハハ故ハ深紫と

著ハ深紫諸臣二位三位者中紫とあれハけ時の像

あハハ中紫といふとともハハハ年五十七 中紫の色ハ事と

と云ふ事ハ

南記曰 同二年二月十五日薨于太宰府 于時春秋五

十九

此時從二位太宰権帥也 日本紀略曰 延喜三年二

月十五日丙申從二位太宰権帥道真薨 西府年五十九

上よ記せる弘仁延喜の制を以て考りてハ時の像

あハハ袍の色中紫也 既ハ前ハ云ハハハ

南記曰 延長元年四月九日贈正二位復本官右大臣

此時贈正二位右大臣也 け時の像ハ上よ記せる從

二位右大臣と同一ハ袍の色をいふとともハハ

南記曰 正曆四年五月九日贈正一位左大臣

此時贈正一位左大臣也 衣服令ハ一位深紫衣と

あハハ此時の像ハハハ袍の色深紫といふとともハハ

弘仁延喜の制よりして一位と二位を帯する大  
臣と若く深紫を帯せざる事ありし

同記曰同開十月十九日贈太政大臣

此時贈正一位太政大臣也袍色上より

菅公の像左遷以前と贈官位と同一く袍色深紫也

太宰權帥と任し左遷の間亮より日すて袍の

色中紫也

深紫以上よりさひやく紫色を極濃くして思ふ

ところをさひやく倍ち正暦の比より五倍に濃く

て思深しする事あり也桃花葉葉これよりして

画に深紫の袍をとりしるは深紫のありしを

深紫よりさひやく倍の袍の色よりするはこれ

より深紫の時の色より深紫の時の深紫の色

よりさひやく倍の紫の色をとりしるはこれ

より濃のさひやく倍の深紫の色よりするは

紫をとりしる事あるはこれよりするは

袍の文様の事

後代の袍の文様唐草輪と輪邊の二種の事あり

此の文の用らるる是何れの代に定むる事

と詳めしるは異文と号しるは定て用





雲鶴の圖



後稱念院  
殿裝束抄  
に見る

右藻四葉草乃文、繪所土佐家代舊傳也。他乃画家乃故實を以てし、  
 雲鶴、古書にんえりる文あり、け支那の中  
 好むもの油を、竹をこし画し

袍の袖長の事

一 拾芥抄、一條院長保元年袍の袖は闊一尺八寸、  
 仁明天皇元年一尺六寸あり。由んえりるそれより後、  
 又多の院代衣文と云事始り、以来の袖長あり  
 今も二尺あり、  
 續日本紀、元明天皇和銅元年八月制、自今以後衣襟  
 口闊八寸已上、一尺以下、隨人大小爲之、云云、又拾芥  
 抄云、袍袖口闊五位以上一尺、爲限六位以下八寸、女  
 亦准此、於格難、空毫六、又延喜禪正式云、凡衣袖口闊  
 無間高下同、作二尺二寸已下、其腰闊者一尺四寸、其

表衣長纒著地云云 衣とあつた袖より下襟初等 ころもれ

又よれりて管家此像の袍乃袖長く大画へりす

短画へり古画の小野道風の像の袍は袖あり

みりり画へり袖長大なるは後代の風なり

裾乃長此事

裾は下襲ノ  
尻ナリ

一 百練抄云後堀川院寛喜三年四月廿四日若宮御百

日也今日出侍人々裾寸法事内々為頭中宮亮資頼

朝臣奉行被仰下大臣八尺大納言七尺中納言六尺

参議三位五尺四位上下四尺云云筋抄云假令大臣

一丈四五尺大納言一丈二三尺中納言一丈一二尺

参議八尺四位七尺欵但近年無存寸法之人只以長

為先日又隨人高下可斟酌其長短也後堀川院御時

雖被定寸法不拘制法欵云云のり如く裾凡長く

ありりり後代の事あり上古よりある程なり也

續日本後紀仁明天皇承和五年三月乙丑紀池田朝

臣春野の事を記せる章に其裾離地差高袴襪露而

見矣諸大夫皆驚云古之儀制應與唐同後代當効之

春野衣冠古様に見る諸大夫春野の裾の短く

地をさあれて申さるを足て古様也と云ふ只承和の

當時裾少長ありて地を曳く程ありりり





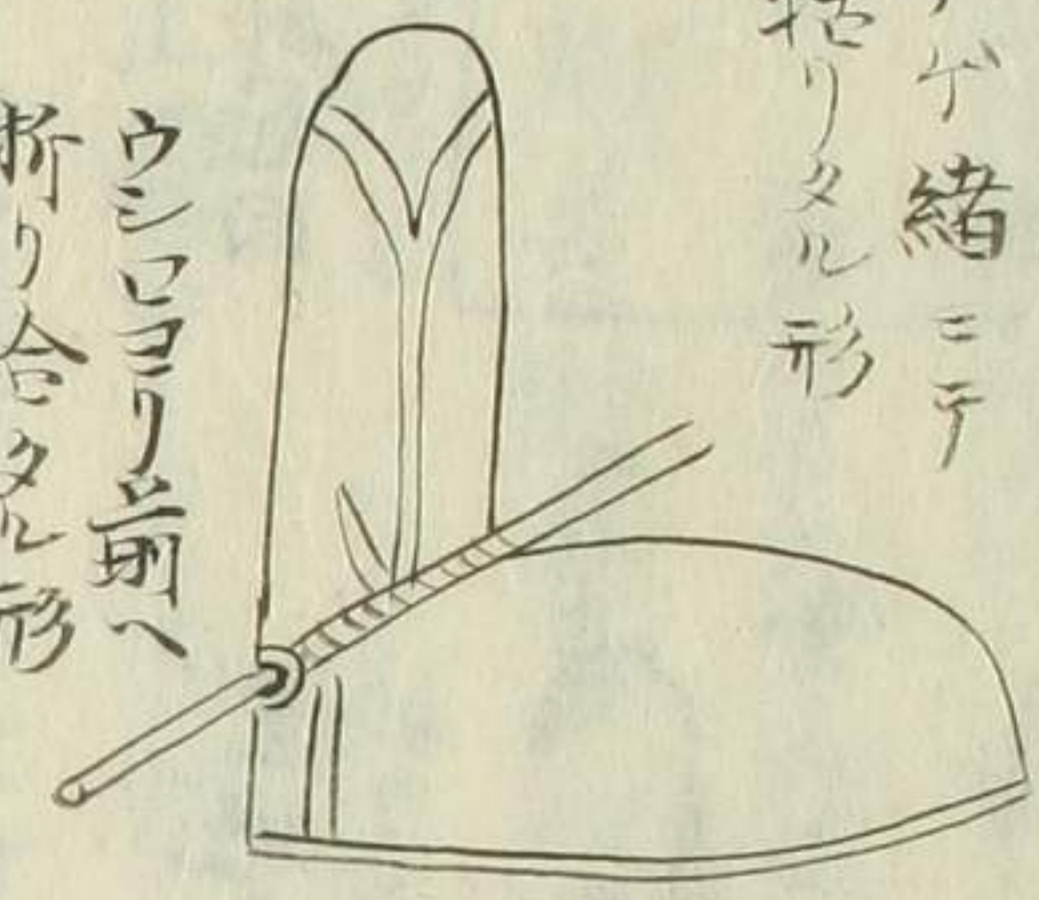


今世ノ冠ニ古ノ圭冠ヲ括タル躰ノ存セル圖

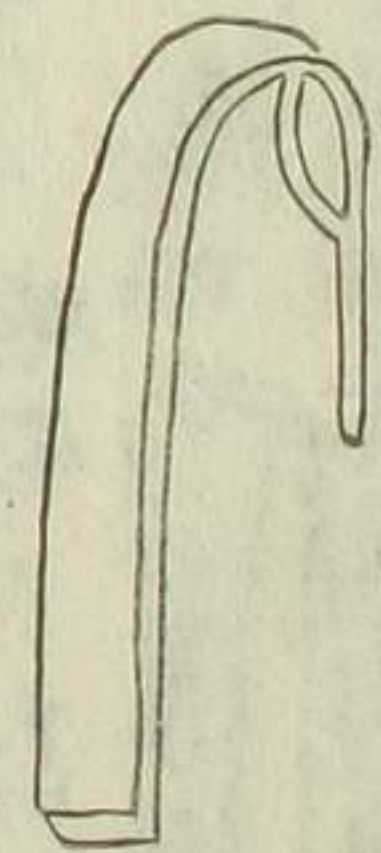
アゲ緒ニテ括リタル形

括リヨモテシハノヨリタリ

ウシロヨリ前ヘ折リ合タル形



今世ノ纒燕尾ニ似ズ



此節左右ニ在リ古ノ圭冠ノ縫目ノ形ナリ

アゲ緒ノムスビアメリ今ハ弁ニナリ

又左ノ古ノ躰ノ出せる古画小野道風ノ像を以テ古ノ風躰と考へ見ゆ

吉蓮院御門跡所藏古画小野道風像



燕尾

アゲ緒ノ結ナリ

冠黒

浅緋袍 文ニ三ツ

袍

表袴 白無文

表袴

袴

襪不云

襪白

襪白

硯筥紙アリ畧之

右のいふくふはくは管公の像の冠と古き冠を括  
てゑらる神の画く一今世の冠の画すも也

平緒の事

一今世の切平緒を田刃切平緒と云い垂を別と作り  
てこすもの古の續平緒也續平緒と云い垂を別と  
作らずと結び竹の長く前垂と下す  
ありと結び竹の長く草木等の物を續  
ても結び色糸を以て文をかくて上刺とす色糸の  
垂は角今世垂の上刺は上下左右ともあり古  
は左右のみあり紀州熊野新宮の神室の中

古き平緒あり左右より上刺ありて上下より  
地乃色は浅紅やと繡は唐化の草あり総も浅紅  
て端は萌黄糸や文あり左右の上刺の萌黄糸の竹  
見口管公の像は續平緒を画へ一垂乃二つあり  
ありる躰の画を以ては平緒と云ふあり

太刀の事

一太刀は武官のありたる人の帯せり也文官ゆても教  
授帯劔の宣下ありたり也管公は寛平九年六  
月十九日任権大納言兼右近衛大将昌泰二年二月十日  
日任右大臣右近衛大将如元也管公從二位右大

臣兼右大將乃時の像ハ帯劔ハ画ハ事勿論也  
延喜元年正月廿五日任太宰權帥太宰帥ハ文官也  
公式令云五衛府軍團及諸帶仗者爲武本註云太宰  
府三關及内舍人不在武限義解云謂文武不在武限  
亦中務丞以上自餘並爲文也凡文を凡ハ太宰帥  
ハ文官也凡ハ帯劔乃官也凡官家太宰權帥の時乃  
像ハ亦帶劔ハ画ハ一刀ハ時繪太刀を画ハ  
螺鈿珠玉ハ此華飾ハあるハ事也

表袴乃事

一 後代聽禁色ハ省文乃表袴を著ハ非色の人ハ  
梵色ハ多ク平縮を因リ云文也上古ハけり別あり本  
朝文粹善相公乃意見對事ハ臣伏見貞觀元慶之代  
親王公卿皆以生筑紫縮爲夏汗衫暎絶爲表袴と見  
り凡ハ無文ハ古躰也善相公ハ三善清行也延喜乃  
時代乃人也其此表袴ハ有文あり依て右の古躰を  
ハるありハ官公ハ像乃表袴有文ハ画ハ

笏乃事

一 延喜式ハ凡五位以上通用牙笏白本笏前註後直六位  
以下官人用采前註後方ハ凡ハ官公の像乃笏ハ  
牙笏の形ハ木笏の形ハ画ハ前註ハ前乃古ハ

少甲をへあつてをける寺致六位下の坊前控と  
二前の方や中寤肉をほほまあるて前控と  
前控と相表裏とあるて  
証王控と坊  
堅ラぬテ云 くられ居  
別は法よ画とす

水吉の事

一菅公席よさの像あつて襪をくろくを  
画へくす又同くたの像あつて又右居る  
画へくす又右居るは時と襪をくろく又庭上  
よさの像あつて襪の上へ浅水と画へくす  
菅公相面躰の事

△凡古人の像其人の生は時と歳をくろくす一画へくす  
遺るるも人死してはるる後画へくす歳遺るる  
一総ては其人の在世の別代徳儀行跡を付て君さ  
小人善人悪人相應とて面躰と画へくす菅公の文徳  
有道の賢人として君さの氣象ある人としてあつて  
くす顔色をくろくすも年をくろくす威ありて極くすけ  
あつて画へくす年五十餘歳くろくすも肉置  
くす髪の色も少く白髪交るくす一髪を画へくす  
眉を作らくすも葉を画へくすも眉を画へくす  
肩のあつて法儀をくろくすもハもの相違のほくす始



極々如此書記せり又唯省の天神の贊云我の此事  
不審あれども絶海に贊しし事といたれども  
任ぜり贊んて云 羅山先生口語 東見記に見えたり右乃  
天神渡唐し佛法を傳ふる事ありし事の際の記  
であるといふ事例の傳の在説あり信をよき  
らする傳の事外不思議を好む西説を作て俗を欺く  
者あり

菅家の像天神の像と云事

一住吉慶舟云土佐画工の家より菅公存生の時の像を  
菅家の像と云其後北野に祭られぬ像を天神

の像と云これら二事も予ハ天満  
大自在天神と云稱を善くも思ひし天上古と君  
ゆゑあはれ云々是天神なり臣ハ云々  
と云是地神也天地の稱を以て君臣の尊卑を分  
てし事あり菅公ハ臣也何ぞ天神の位ありんや予ハ  
稱し菅神と云

安永九年庚子十月廿六日 燈下書畢

伊勢平藏貞丈述



*[Faint, mostly illegible handwritten text in a cursive script, possibly representing a list or account.]*

*[Large, bold handwritten characters, possibly a signature or title.]*

*[A line of handwritten text, possibly a date or reference.]*

*[Large, stylized handwritten characters, possibly a signature or title.]*

*[A line of handwritten text, possibly a date or reference.]*



